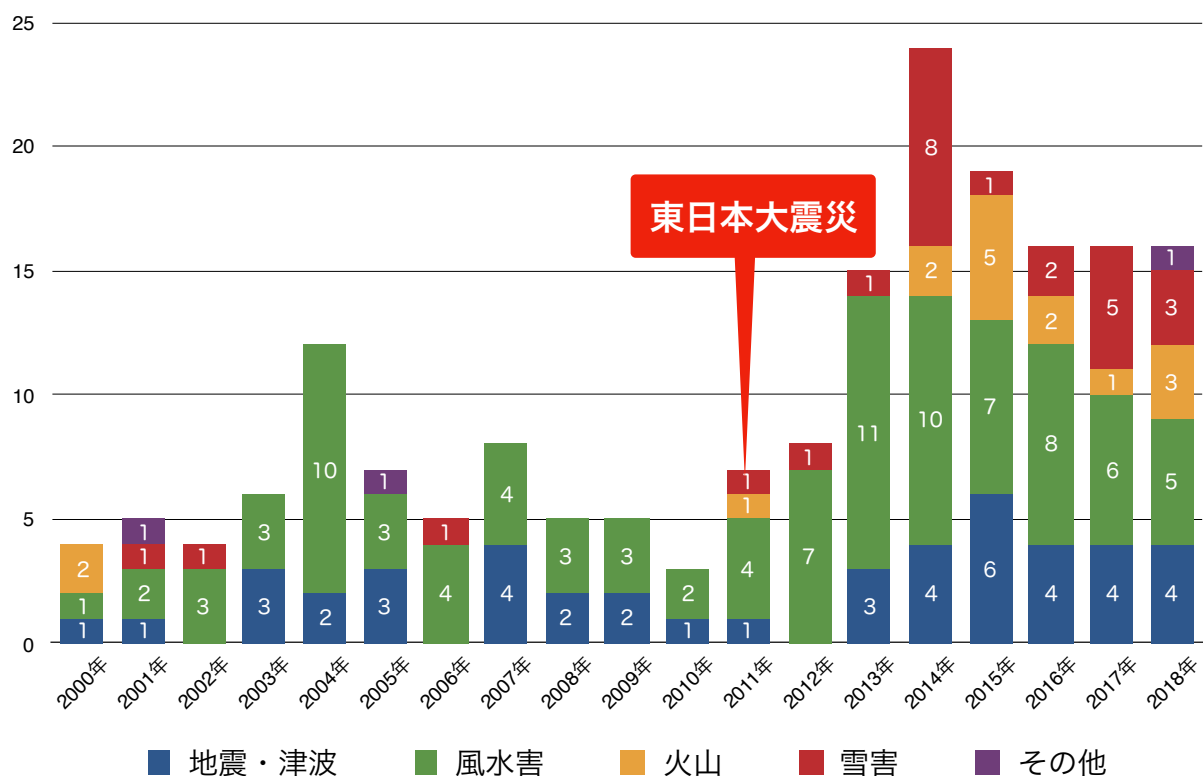


難病患者の災害対策

静岡医療センター
溝口功一

2000年以降の災害件数



大災害と災害対策の変遷

難病患者関連

1959年 伊勢湾台風

1961年 災害対策基本法制定

1985年 高齢者施設土砂災害
1986年 障害者施設火災

1987年 防災白書「災害弱者*」

1995年 阪神淡路大震災

2005年 日本DMAT発足

2004年 新潟・福島豪雨

2006年 災害時要援護者の避難支援ガイドライン

2011年 東日本大震災

2013年 災害対策基本法改正

*「災害弱者」は「要援護者」となり、平成25年災害対策基本法改正以降、「要配慮者」という用語を用いることが一般的である

避難情報について

2004年 新潟・福島豪雨

2005年 「避難準備情報」

2016年 台風10号による北海道・東北豪雨

2016年 「避難準備・高齢者等避難開始」

2019年 平成30年7月豪雨

2019年3月 内閣府（防災担当）
避難勧告等に関するガイドラインの改定

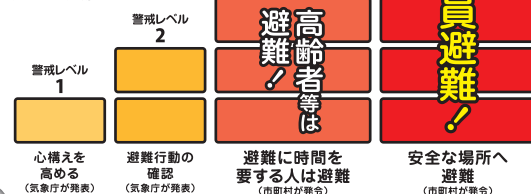
水害・土砂災害の防災情報の伝え方が変わります

防災情報はいろいろあるけど
いつ避難すればいいの？

警戒レベル4で全員避難!!

【警戒レベル】で避難のタイミングをお伝えします。

2019年の出水期(6月ごろ)より、
【警戒レベル】を用いた
避難情報が発令されます。
市町村から【警戒レベル0,1,2】が
発令された地域にお住まいの方は、
速やかに避難してください。



【警戒レベル0】(市町村が発令)は既に災害が発生している状況です。

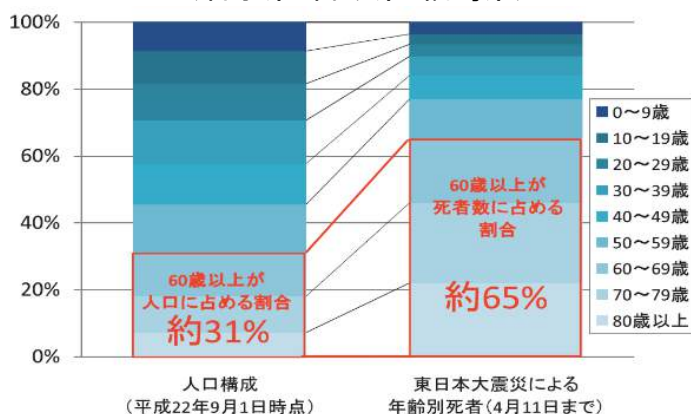
次のような内容で自治体から避難行動を呼びかけます！

緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、避難開始。 緊急放送、警戒レベル4、避難開始。 こちらは、〇〇市です。 〇〇地区に洪水に関する警戒レベル4、避難勧告を発令しました。 〇〇川が氾濫するおそれのある水位に到達しました。 〇〇地区の方は、速やかに全員避難を開始してください。 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。	警戒レベルとるべき行動を端的に伝えます 避難勧告の発令を伝えます 災害が切迫していることを伝えます とるべき行動を伝えます
---	---

内閣府(防災担当)・消防庁

東日本大震災では高齢者・障害者が 一般住民より亡くなっていた

死者のうち、60歳以上が占める割合が**6割5分**
(岩手県・宮城県・福島県)



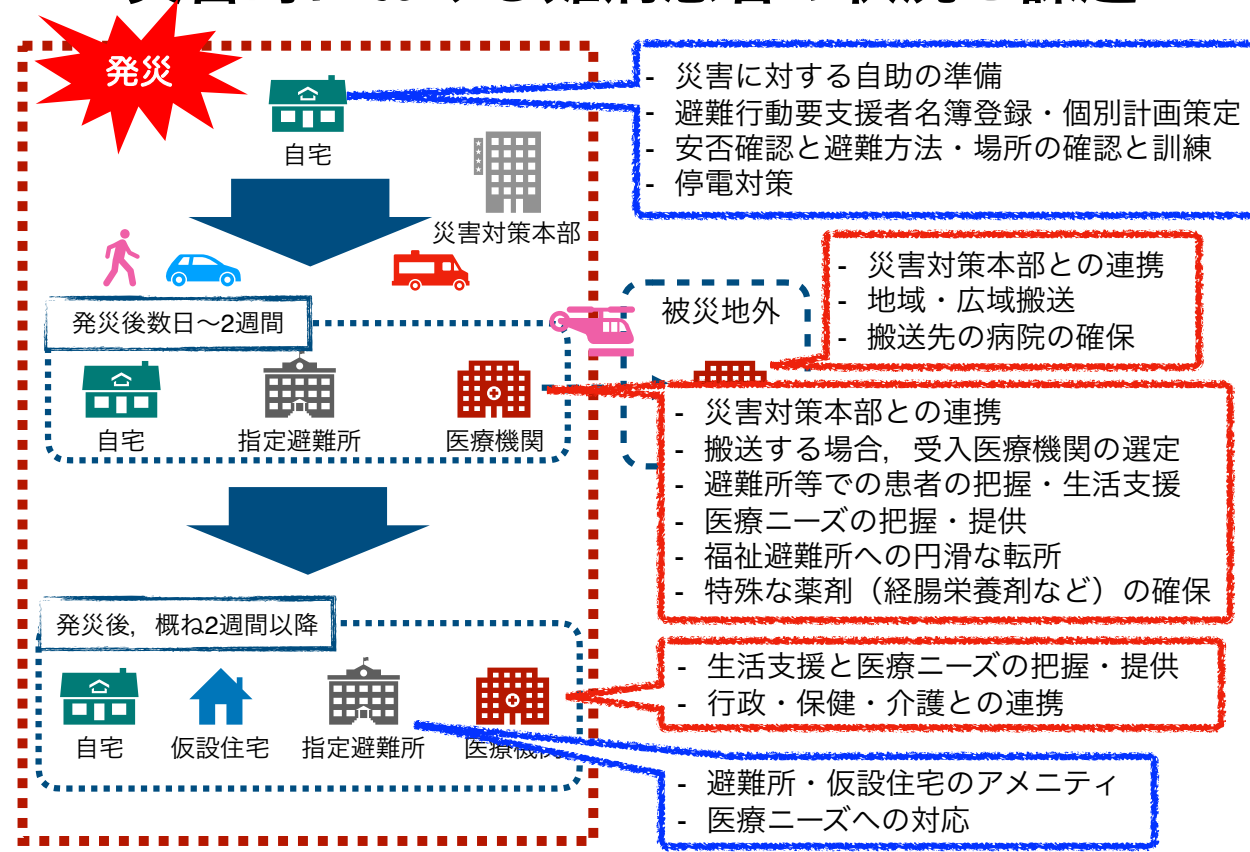
障がい者の死亡率 : 1.47%
一般住民の死亡率 : 0.74%



障がい者の死亡率は、
一般住民の死亡率の約2倍

「市町村における防災対策について」(資料より) H26年6月 内閣府(防災担当)

災害時における難病患者の状況と課題



難病患者と家族が災害に向けて準備すること

個別（支援）計画と時期別目標

災害予防

平常時

自助の準備

行政等との共助・公助の準備

災害応急対策

発災から2～4週間

生命の維持

医療の確保と継続

災害復旧・復興

発災から2～4週以降

療養環境の確保と生活の再建

医療の継続

発災時から避難のみならず、療養生活が困難であるため、**災害予防期から復旧・復興期**まで考慮した個別（支援）計画を考える

災害時期別の必要事項

災害予防

平常時

- a. 自助の準備をする
- b. 災害時避難用援護者名簿登録と個別計画を策定する
- c. 非常用電源を準備する

災害応急対策

発災から2～4週間

- a. まず、**安否確認**をおこなう
- b. 必要に応じて、避難する
- c. 保健所・市町村と継続的に連絡をとる

災害復旧・復興

発災から2～4週以降

- a. 医療機関・保健所等と継続的に連絡を取り、必要な医薬品等を依頼する
- b. 療養生活場所を選択する

災害応急対策にむけて
災害予防期に行うこと

蛍光テープを貼り、取り出しやすい場所に保管！

c-1. 避難の準備：まずは、**安否確認！**

- ・ 安否確認の方法：練習して、慣れておく

 電話・携帯電話	NTT災害伝言ダイヤル「171」 災害時優先電話
 スマートフォン	メール・(SMS) SNS (Facebook・Twitter・Lineなど) 災害伝言板 (web171)
 パソコン	J-anpi, Google

- ・ 安否確認の連絡先を貼っておく

- 訪問看護ステーション・介護サービス事業所・ケアマネージャー
- 都道府県・保健所（健康福祉センター）・市町村
- かかりつけ医療機関

参考：総務省 非常時における通信の概要

http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/index.html

C-2. 避難のタイミング

地震（・津波）

原則として、自宅待機
避難する場合

- ・ 自宅の損壊がひどい場合
- ・ ライフラインが途絶した場合
- ・ 津波が想定されている地域の場合



豪雨・河川の氾濫・洪水

タイムラインの作成を！

- ・ 豪雨や洪水情報から危険性を判断する
- ・ 「避難準備・高齢者等避難開始」（レベル3）で
- ・ 避難を開始する
- ・ 避難できない場合には、高いところに上がる

停電

- ・ 原則として、自宅待機
- ・ 電源が必要な医療機器を使っている場合は、電源がなくなる前に、避難する



大規模水災害に関するタイムライン（防災行動計画）の流れ



<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/>

国土交通省HPより

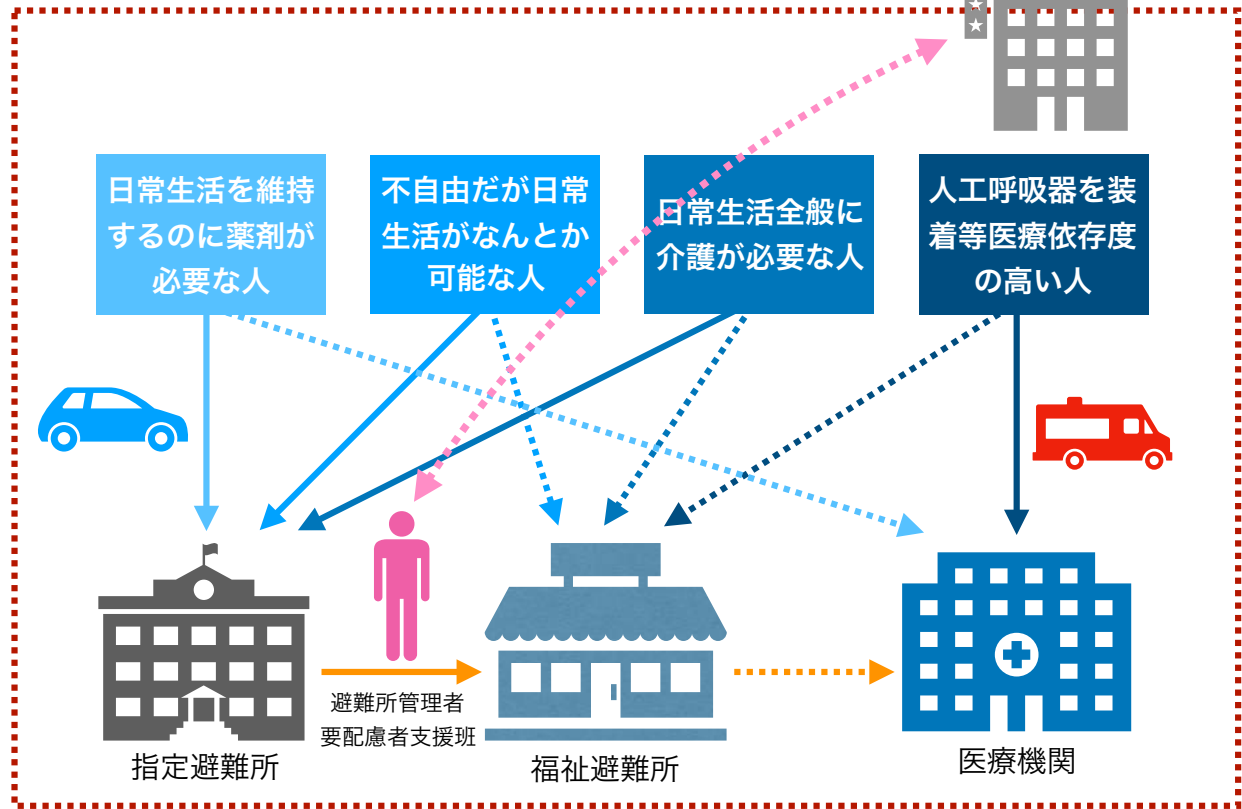
c-3. 避難先と避難方法の確認

- 避難所をハザードマップで確認する
- 避難所までの経路を確認する
(平常時、歩ける人は徒歩で道路・歩道を確認する)
- 支援者と搬送の計画を立てる
 - 地震発災後、救急隊による搬送は困難なことが多い
 - 豪雨や洪水の際には、支援者のみで避難が可能なこともある

発災後、災害対策本部には道路等の被災情報があるため、災害対策本部に搬送を要請する方が
いい場合がある

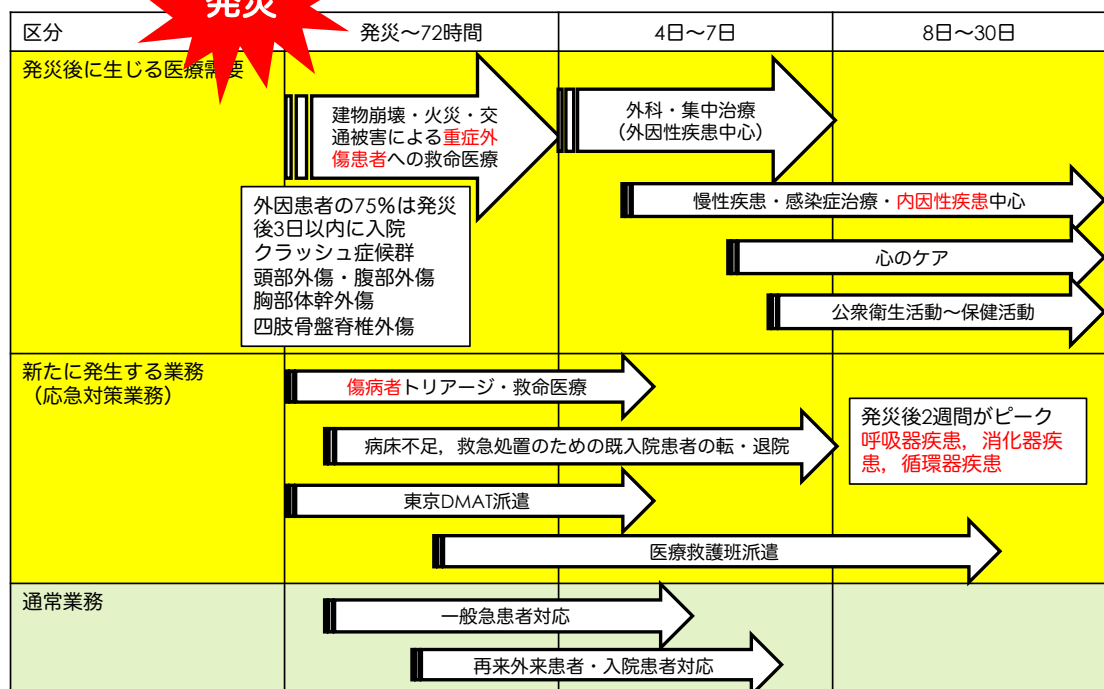
c-4. どこに避難するか？

災害対策本部

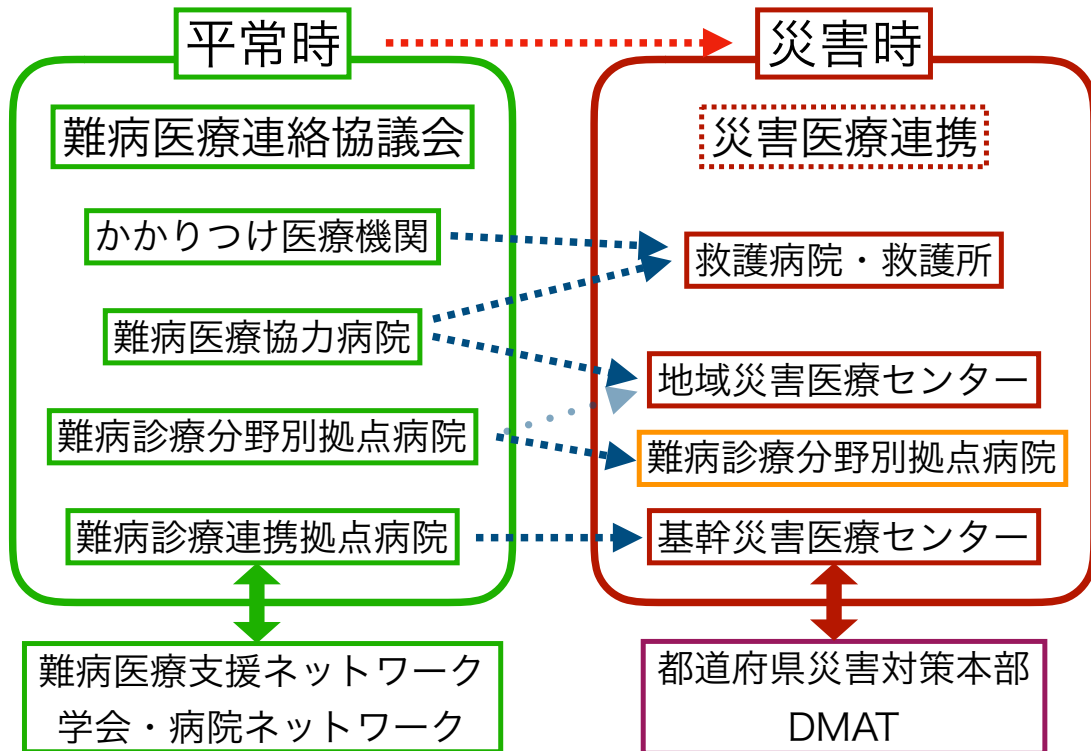


d. 医療の確保と継続

発災後の医療需要増大



災害時には、医療機関の役割が変化する



災害予防期のまとめ

1. 家族と自宅の基本的な災害対策

- 自宅と家族の安全のため、住居の耐震診断等をおこなう
- 地域のハザードマップで起こりやすい災害と指定避難所等を確認する
- 自宅に留まる、あるいは、避難のための準備
 - 情報収拾・発信の準備
 - 薬剤・医療・介護用品等の必要物品の備蓄
 - 「お薬手帳」, 「緊急医療手帳」等の準備
 - 非常用持ち出し袋の準備
 - 避難訓練に参加する
- 医療機関の役割の変化を理解する

2. 災害時避難用援護者名簿へ登録し、個別（支援）計画を策定する

3. 非常用電源を準備する

まだまだ考えなければならないことが・・・

患者側の課題

1. 災害予防期
 - 避難行動要支援者名簿・個別計画策定について
 - 非常用電源の確保
2. 災害応急対策期から災害復旧・復興期
 - 避難所・仮設住宅での療養生活に関する課題
 - 自宅復帰への課題

医療を含めた支援者の課題

1. 災害予防期
 - 自助の啓発
 - 避難行動要支援者名簿・個別計画策定について
2. 災害応急対策期から災害復旧・復興期
 - 行政・災害対策本部と医療・保健・看護等との連携
 - 災害時の難病医療提供体制

**難病患者の災害対策を進めるために
支援者のみなさんをお願いしたいこと**

支援者のみなさんができること、 していただきたいこと

1. 災害予防期での支援

- a. 災害対策の啓発をする
- b. 地域に起こりやすい災害などについて説明する
- c. 災害対策のため、必要な日常生活用品や医療用品等の準備を支援する
- d. 安否確認・避難についての方法等を確認する（災害時避難要支援者個別計画策定の援助）

2. 災害応急対策～復旧・復興期での支援

- a. 安否確認とともに、必要物品等の確認・調達を行う
- b. 在宅・避難所・仮設住宅での生活状況・受療状況を確認する